



建設工事事故データベース運用要領の改訂について（通知）

技術基準の種類: 安全対策
通知日: 平成 9 年 1 月 22 日

管号外
平成 9 年 1 月 22 日

部内各課・室長様
各土木事務所長様
鳥取港湾事務所長様

土木部長

建設工事事故データベース運用要領の改訂について（通知）

建設工事事故データベースの事故報告書については、鳥取県土木工事共通仕様書第 1 編 共通編第 1 章総則 1 - 1 - 3 2 事故報告書にその提出を規定し、事故があった場合には請負者から監督員へ提出し、さらに管理課へ提出することとしているところです。このたび、事故データベースに登録する事故の統一を図るため、提出対象事故をより明確に定義するよう、することとし、別添のとおり建設工事事故データベース運用要領を改訂しました。

については、平成 9 年 1 月 22 日以降に別紙運用要領に該当する建設工事事故が発生した場合には、建設工事事故データベースの事故報告書を作成するよう請負者へ指導するとともに、管理課へ提出してください。

なお、事故が発生した場合に直ちに報告を行うこととしている事故報告については、これまでどおり全ての事故について報告を行うよう申し添えます。

記

今回の主な改訂点

- 事故データベースの事故報告書を提出する必要がある事故を定義した。
（建設工事事故データベース運用要領別紙 - 1 参照）

建設工事事故データベース運用要領

- データベースの対象とする事故
 - （1）県土木部が発注した工事において発生した事故で、別紙 1 に該当するもの。
ただし、他部局からの受託工事及び運輸省所管補助工事については、対象から除外する。
注）当運用要領の対象事故は、「建設工事事故データベース」の提出対象事故であり、事故発生後直ちに報告する「事故報告書」は、土木部発注の全ての事故について、報告をしなければならない。
- 工事事故の「建設工事事故データベース」のデータ収集方法
 - （1）事故が発生した場合、各土木事務所担当課・係は必要なデータを収集し「事故報告書（発注者用）」を作成する。
 - （2）各土木事務所担当課・係は、請負者が作成した「事故報告書（請負業者）」を収集する。
 - （3）各土木事務所担当課・係は、「事故報告書（発注者用）」と「事故報告書（請負業者用）」を合わせて、管理課に提出する。
 - （4）管理課は、（3）により集約した資料を建設省中国地方建設局企画部技術管理課へ提出する。
- 事故データベースの提出期限
 - （1）当運用方針の事故データは、事故発生後、1 ヶ月以内に管理課へ提出する。

建設工事故発生時の報告の流れ

建設工事故発生時の報告の流れ

